

平成26年度 第1回新居浜市地域公共交通活性化協議会

次 第

○日時 平成26年6月23日(月) 13:30

○場所 新居浜市役所 3階 応接会議室

1. 開 会

2. 協議事項

- (1) 平成25年度事業報告及び決算の承認について
- (2) 平成26年度協議会収支予算の補正について
- (3) 生活交通ネットワーク計画(平成27~29年度分)の策定について

3. その他

- (1) 年間スケジュールについて
- (2) 愛称募集について
- (3) 接遇研修事業について
- (4) 公共交通機関利用促進事業について

4. 閉 会

新居浜市地域公共交通活性化協議会委員名簿

条項		役員	機関・団体	役職名	氏名
法第6条第21号	規約第5条第11号	会 長	新居浜市	副市長	近藤 清孝
				経済部長	寺村 伸治
法第6条第22号	規約第5条第2号		新居地区旅客自動車協同組合	代表理事	渡部 光男
			愛媛県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	高橋 昭雄
			瀬戸内運輸株式会社	専務取締役	門田 正孝
			一般社団法人愛媛県バス協会	専務理事	黒河 敏則
			四国旅客鉄道株式会社	愛媛企画部長	田中 弘典
	規約第5条第13号		愛媛県東予地方局建設部	建設企画課長	日野 茂
			〃 総務企画部	地域政策課長	高石 淳
			国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所	副所長	黒木 賢二郎
法第6条第23号	規約第5条第14号		新居浜警察署	交通課長	真鍋 公孝
	規約第5条第5号	副会長	新居浜市連合自治会	理事	星加 勝一
			新居浜市老人クラブ連合会	副会長	明石 秀美
			新居浜市女性連合協議会	総 務	佐伯 弘子
	規約第5条第6号	監 事	新居浜市社会福祉協議会	地域福祉課長	柿木 仁
		監 事	新居浜商工会議所	経営支援課長	矢野 英司
			新居浜市医師会	理事	永易 大典
			瀬戸内運輸労働組合	執行委員長	砂田 篤志
			国土交通省四国運輸局 愛媛運輸支局	首席運輸企画 専門官 (輸送・監査部門)	谷口政賀津
		首席運輸企画 専門官 (総務企画部門)		久保田 東宏	

事務局

事務局長	新居浜市経済部運輸観光課	課長	高橋 利光
事業担当	新居浜市経済部運輸観光課	副課長	田口 博徳
事業担当・出納員	新居浜市経済部運輸観光課	係長	吉岡奈津子

協議事項（１）

平成２５年度事業報告及び決算の承認について

１．平成２５年度事業報告

（１）デマンドタクシーの試験運行の実施及び検証

平成２２年度に作成した新居浜市地域公共交通総合連携計画に基づき、デマンドタクシーの試験運行を実施するとともに、１０月には運行エリアの拡大等を実施した。

平成２５年度末現在の利用・登録状況は、別紙のとおりである。

また、次の通り、登録者及び市民に対しデマンドタクシー本格導入の可否に関するアンケート調査を実施した。

また、登録世帯及び市民に対し、デマンドタクシー本格運行移行の可否についてアンケート調査を実施して、新居浜市地域公共交通総合連携計画書に反映。

①登録世帯アンケート

- ・対象者：１２月３１日現在の登録世帯 ９９０世帯
- ・実施期間：平成２６年１月１５日～１月３１日
- ・内容：デマンドタクシー本格導入の可否等
- ・結果：回答世帯数 ５１９世帯(52.4%) 約75%が本格導入を希望。

②市民アンケート

- ・対象者：１２月３１日現在の２０歳以上の市民２，０００人を無作為抽出
- ・実施期間：平成２６年１月１５日～１月３１日
- ・内容：デマンドタクシー本格導入の可否等
- ・結果：回答者数 ７３０人(36.5%) 約65%が本格導入を希望。

（２）会議の開催状況

- ・第１回協議会（平成２５年６月２６日 開催）
平成２４年度事業報告及び決算の承認について
平成２５年度協議会収支予算の補正について
生活交通ネットワーク計画（平成２７～２９年度分）の策定について
- ・第２回協議会（平成２５年１１月１１日 開催）
デマンドタクシー試験運行の拡大について（報告）
路線バスの経路変更等について（報告）
新居浜市都市交通戦略見直し案について
- ・第３回協議会（平成２６年２月２０日 開催）
新居浜市都市交通戦略見直し案について
デマンドタクシー拡大後の実績及び市民アンケート等の結果について
デマンドタクシーの本格導入の可否について
消費税率値上げに伴うデマンドタクシー利用料金の取り扱いについて

- ・第4回協議会（平成26年3月28日 開催）
 - 平成26年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
 - デマンドタクシーデマンドタクシー拡大後の実績及び市民アンケート等の結果について
 - 平成26年10月以降のデマンドタクシーの運行ほうしん（案）について
 - 新居浜市地域公共交通総合連携計画変更（案）について
 - 新居浜市地域協働推進事業計画（案）について

デマンドタクシー利用・登録状況（平成26年3月末現在）

○登録者数（3月末日現在）

上部西エリア 389世帯 631人
 上部東エリア 355世帯 576人
 川東エリア 336世帯 565人 計 1,080世帯 1,772人
 ※男女構成 男性 629人（35.5%） 女性 1,143人（64.5%）
 ※年齢構成 50代まで 203（11.5%） 60代以上 1,569（88.5%）

○利用状況

平成25年度上半期（4月～9月） 計（運行日数 125日）

エリア	末日登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
上部西エリア	373人	1,457人	11.7人	888台	1.6人
上部東エリア	313人	1,116人	8.9人	700台	1.6人
川東エリア	116人	481人	3.8人	360台	1.3人
	802人	3,054人	24.4人	1,948台	1.6人

※利用者内訳 大人1,624人、大人割引者1,430人
 割引内訳 障がい者割引 本人1031人・介護41人
 精神保健割引 本人3人
 特定疾患割引 本人39人・介護13人
 運転免許自主返納者割引 303人

利用料収入 1,169,500円

平成25年度下半期（10月～3月） 計（運行日数 119日）

エリア	末日登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
上部西エリア	631人	2,066人	17.0人	1,039台	2.0人
上部東エリア	576人	2,120人	17.8人	1,001台	2.1人
川東エリア	565人	1,168人	9.8人	663台	1.8人
	1,772人	5,354人	45.0人	2,703台	2.0人

※利用者内訳 大人2,725人、大人割引者2,629人
 割引内訳 障がい者割引 本人1,616人・介護160人
 特定疾患割引 本人41人・介護23人
 運転免許自主返納者割引 789人

利用料収入 2,019,750円

平成25年度 計（運行日数 244日）

エリア	末日登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
上部西エリア	631人	3,523人	14.4人	1,927台	1.8人
上部東エリア	576人	3,236人	13.3人	1,701台	1.9人
川東エリア	565人	1,649人	6.8人	1,023台	1.6人
	1,772人	8,408人	34.5人	4,651台	1.8人

※利用者内訳 大人4,349人、大人割引者4,059人
 割引内訳 障がい者割引 本人2,647人・介護201人
 精神保健割引 本人3人
 特定疾患割引 本人80人・介護36人
 運転免許自主返納者割引 1,092人

利用料収入 3,189,250円

2. 平成25年度収支決算書

【収入の部】

単位：円

区 分			予算額	決算額	摘 要
款	項	目			
負担金	負担金	負担金	13,920,000	9,970,332	新居浜市負担金
諸収入	諸収入	雑 入	5,650,000	1,169,814	利用料収入 1,169,500 円 (上半期分) ・ 大人@500×1,624 人 ・ 大人割引者@250×1,430 人 預金利息 314
合 計			19,570,000	11,140,146	

【支出の部】

単位：円

区 分			予算額	決算額	摘 要
款	項	目			
運営費	会議費	会議費	220,000	195,000	委員出席謝礼 (4回、@5,000×延べ39人)
	事務費	事務費	1,304,000	1,111,366	ｼﾝｸ、住宅地図他消耗品 144,376 登録証、リーフレット等印刷等 418,391 電話使用料 99,499 郵送料 406,040 旅費等 43,060
事業費	事業費	事業費	18,046,000	9,833,780	・ 運行業務上半期 @3,675×1,948 台 ・ 運行業務下半期 @3,210×2,703 台 運行業務 計 15,835,530 円 ① 地域公共交通確保維持改善事業費 補助 3,982,000 ② 利用料収入 2,019,750 円 (下半期分) ③ 大人@500×2,725 人 大人割引者@250×2,629 人 ①－②－③＝9,833,780 円
合 計			19,570,000	11,140,146	

監査報告書


平成25年度新居浜市地域公共交通活性化協議会の会計事務について監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

平成26年5月30日

新居浜市地域公共交通活性化協議会

監事

柿木 仁 

矢野 英司 

協議事項（２）

平成２６年度協議会収支予算の補正について

新居浜市地域公共交通活性化協議会

平成 26 年度収支予算書【協議会予算 補正第 1 号（案）】

- ・デマンドタクシー本格運行に伴う 10 月以降事業費の補正 A
- ・地域協働推進事業（公共交通機関利用促進事業）の補助金が交付決定されたことによる事業費の補正 B

【収入の部】

単位：円

区 分			当初予算額	補正額	補正後の額	摘 要
款	項	目				
負担金	負担金	負担金	5,671,000	9,916,000	15,587,000	市負担金
諸収入	諸収入	雑 入	0	689,040	689,040	地域公共交通確保維持改善事業費補助（地域協働推進事業）689,040 預金利息
			5,671,000	10,605,040	16,276,040	

【支出の部】

単位：円

区 分			当初予算額	補正額	補正後の額	摘 要
款	項	目				
事務費	事務費	事務費	478,000	258,000	736,000	委員出席謝礼 220,000 消耗品、印刷費、電話使用料、郵便料、旅費等 516,000
事業費	事業費	事業費	4,583,000	8,968,000	13,551,000	デマンドタクシー運行事業費 運行業務負担金 A
			610,000	0	610,000	接遇研修事業費 講師謝礼、旅費、印刷費等
			0	1,379,040	1,379,040	公共交通機関利用促進 事業費 B ガイドブック印刷費、バス借上料等
			5,671,000	10,605,040	16,276,040	

※デマンドタクシー運行業務負担金 積算根拠

負担金基準額 @3,227×28 台×119 日÷10,753,000 円・・・ ①

利用料収入見込額 (@500×20 人×119 日)+(@250×20 人×119 日)=1,785,000 円・・・ ②

①－②=8,968,000 円

平成 26 年 10 月以降の運行方針
(H26. 3. 28 平成 25 年度第 4 回協議会決定)

新居浜市デマンドタクシーは、新居浜市都市交通戦略及び新居浜市地域公共交通総合連携計画に基づき、川東地区、上部地区(別子山地区を除く)のバス交通空白地域に導入する新たな公共交通の第一候補として、平成 23 年 1 月から、一部地域(荷内・阿島地域、船木地域、大生院・萩生地域)を利用対象に試験運行を開始し、平成 25 年 10 月からは、当初の計画区域全域に対象を拡大して運行を実施してきた。

なお、エリア拡大に際しては、平成 25 年 6 月の本協議会において、生活交通ネットワーク計画の事業目標として、一日当たりの利用者数を 40 人、一台当たりの利用者数を 2 人、運行率を 40%以上と定めて、取り組みを行ってきたところである。

その結果、平成 25 年 10 月から平成 26 年 2 月までの 5 ヶ月間の実績は、一日当たりの利用者数が 44.2 人、一台当たりの利用者数が 2.0 人、運行率が 46.8%であり、目標値に達している。また、利用者の約 9 割が 70 歳以上、1/3 以上が割引対象者であり、医療施設・小売店・新居浜駅への移動が 8 割以上を占めていることから、バス空白地域の解消、高齢者や障がい者等交通弱者の通院・買物等のための移動手段として、一定の成果を上げていると考えられる。

さらに、平成 26 年 1 月 15 日から 1 月 31 日までの間、12 月末現在の登録世帯 990 世帯と、20 歳以上の市民 2,000 人に対し、本格導入の可否についてアンケートを実施したところ、登録者アンケートでは約 75%、市民アンケートでは約 65%の方が本格導入を望み、導入すべきでないとする人は少ないという結果となっている。

以上の理由により、川東地区、上部地区(別子山地区を除く)のバス交通空白地域に導入する新たな公共交通の形態は、デマンド型乗り合いタクシーとし、平成 26 年 10 月から、新居浜市デマンドタクシーとして現在のエリアに本格導入する。

なお、本格導入後も、新居浜市地域公共交通活性化協議会で事業計画、評価等を継続し、必要に応じて改善改良を実施するものとする。

※利用者からは、乗り換えをしないで中心市街地内の施設に行きたいとの要望が強いが、デマンドタクシーは、路線バスやタクシーを補完するもので、双方の中間に位置する公共交通として位置づけて共存を図ることとしており、とりわけ、路線バス、一般のタクシーと競合する中心市街地での運行は、現状では困難である。また、土・日・祝日の運行要望も寄せられているが、デマンドタクシーが最も多く利用されている通院の需要が平日と比較して低く、予算の面からも現段階では運行日の拡大は難しいと判断した。

協議事項（3）

生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）

（平成 27～29 年度分）の策定について

生活交通ネットワーク計画（案）

（地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係）

I. O. 生活交通ネットワーク計画の名称

新居浜市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

（1）目的

新居浜市地域公共交通総合連携計画に基づき、バス交通空白地域へデマンド型乗り合いタクシーを導入し、高齢社会に対応し、高齢者などの交通弱者の通院や買い物の移動手段を確保し、誰もが便利に使える公共交通を構築することを目的とする。

（2）必要性

本市は、バス交通の利用できる地域が人口ベースで50%以下と低い割合となっており、市内の移動は自動車交通に依存している。また、高齢化の進展により、今後、自動車利用のできない若しくはしない人が増加し、その人たちの移動手段の確保が重要な課題となってくることが明らかであることから、バス交通空白地域へデマンド型乗り合いタクシーを導入し、高齢社会に対応し、高齢者などの交通弱者のための市内公共交通体系を確保することが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

II.（1）事業の目標

年 度	目 標
平成 27 年度	利用者数、乗合率、運行率の増加を図り、一日当たりの利用者数 49 人 、一台当たりの利用者数 2.1 人 、運行率 50%以上 を目標とする。
平成 28 年度	利用者数、乗合率、運行率を前年度比で増加させる。
平成 29 年度	利用者数、乗合率、運行率を前年度比で増加させる。

（2）事業の効果

デマンド型乗り合いタクシーを運行することにより、バス交通空白地域の解消が図られるとともに、高齢者などの交通弱者の通院や買い物の移動手段を確保し、誰もが便利に使える公共交通が構築される。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

(1) 運行エリア（利用対象区域）

川東エリア、上部東エリア、上部西エリア

(2) 運行形態

登録制、予約制、乗り合いでエリア内を「ドア to ドア」で結ぶ、デマンド型乗り合いタクシーとする。

(3) 行き先として指定できる施設

- ・交通結節点(バス停留所・駅・港等)
- ・医療・福祉施設(病院・診療所、歯科医院、介護施設等)
- ・金融機関(銀行、金庫、農協、郵便局等)
- ・商業施設(理美容室、各種小売店、飲食店等)
- ・保育・教育施設(保育所、幼稚園、小・中・高校等)
- ・公共施設(支所、公民館、福祉施設、公園、文化・スポーツ施設、環境・衛生施設等)
- ・その他、新居浜市地域公共交通活性化協議会が認める施設（新居浜駅など、エリア外を含めて設定）

(4) 運行日、運行時間帯

月曜日から金曜日まで（土・日曜・祝休日は運休）

①9:00～②10:00～③11:00～④12:00～⑤13:00～⑥14:00～⑦15:00～⑧16:00～

(5) 利用料金

大人（中学生以上）1回乗車 500円（障がい者等割引者は半額）

小人（小学生以下）1回乗車 250円（障がい者等割引者は半額）

※未就学児は、1歳未満は無料、1歳以上は保護者1人につき1人無料

(6) 利用方法

事前に利用登録を行い、電話予約等により配車。

(7) 運行台数

セダン型タクシー（定員4人） 2台×3エリア

(8) 運送予定者

平成23年1月11日から3月31日の間の試験運行を市内の全タクシー事業者が加盟する新居地区旅客自動車協同組合に委託し、受託者側において、事業所の位置等を考慮し、協議により次の事業者を決定していただいた。以後、運行状況は良好であったことから、平成26年10月以降も、引き続き同事業所による運行を実施することを、協議会において承認した。

- ・川東エリア 有限会社 東雲タクシー
- ・上部東エリア 有限会社 光タクシー
- ・上部西エリア 中萩タクシー 有限会社

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額	
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付	
5. 別表4の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】	
(地域フィーダー系統確保維持計画のため、記載なし)	
6. 別表4の補助事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】	
(地域フィーダー系統確保維持計画のため、記載なし)	
7. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】	
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付	
8. 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(車両の取得を行わないため、記載なし)	
9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(車両の取得を行わないため、記載なし)	
10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(車両の取得を行わないため、記載なし)	
11. 協議会の開催状況と主な議論	
・平成22年11月 9日	協議会設立、22年度試験運行について合意
・平成22年12月14日	地域公共交通総合連携計画について議論
・平成23年 3月24日	地域公共交通総合連携計画を承認し、23年4月～9月の運行計画、全体計画を合意
・平成23年 6月29日	23年10月～24年9月までの運行計画を合意
・平成23年 9月20日	23、24年度補助事業に係るネットワーク計画を策定
・平成24年 3月21日	24年度補助金に係る変更認定申請について協議
・平成24年 3月28日	23年度、24年度補助事業に係る事業評価を実施。
・平成24年 6月19日	24年度補助金に係る変更認定申請について協議
・平成24年 6月28日	25年度補助事業に係るネットワーク計画を策定
・平成24年11月20日	26年10月以降の運行について協議
・平成25年 3月25日	25年度補助事業に係る事業評価を実施。

<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年 6月26日 26年度補助事業に係るネットワーク計画を策定 ・平成25年11月11日 25年10月以降のエリア拡大について協議 ・平成26年 2月20日 26年10月以降の運行について協議 ・平成26年 3月28日 地域公共交通総合連携計画変更を承認し、26年10月以降の運行計画を合意 ・平成26年 6月23日 27年度補助事業に係るネットワーク計画を策定 										
12. 利用者等の意見の反映										
<ul style="list-style-type: none"> ・新居浜市地域公共交通活性化協議会に、住民、地域公共交通の利用者が参画して、意見を反映。 ・利用対象者に対して「新たな公共交通の導入に関する調査」を実施して、計画作りに反映。 <ul style="list-style-type: none"> ※平成21年9月～12月、市内のバス公共交通空白地域のうち、中心市街地から離れている荷内・阿島、船木、大生院・菘生地域の25自治会で訪問調査。 (訪問世帯数2,614 調査世帯数1,498 調査率57.3%) ・新居浜市地域公共交通総合連携計画(案)について、市ホームページ、市内公共施設で公表し、パブリック・コメントを平成23年1月4日から平成23年1月28日まで行い、意見を反映。 ・平成23年4月、3月28日現在の登録者387人を対象としたアンケートを行い、意見を反映。 ・平成24年8月、7月末現在の20歳以上の登録者702人及び利用対象地域の単位自治会長58人を対象としたアンケートを行い、意見を反映。 ・平成26年1月、平成25年12月末現在の登録世帯990世帯及び20歳以上の市民2,000人(無作為抽出)を対象としたアンケートを行い、意見を反映。 										
13. 協議会メンバーの構成員										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">関係都道府県</td> <td>愛媛県東予地方局 建設部建設企画課・総務企画部地域政策課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関係市区町村</td> <td>新居浜市副市長、新居浜市経済部長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">交通事業者・交通施設管理者等</td> <td>新居地区旅客自動車協同組合、愛媛県ハイヤー・タクシー協会、瀬戸内運輸株式会社、社団法人愛媛県バス協会、四国旅客鉄道株式会社、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所、愛媛県東予地方局建設部・総務企画部(再掲)、新居浜警察署</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地方運輸局</td> <td>国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他協議会が必要と認める者</td> <td>新居浜商工会議所、新居浜市医師会、瀬戸内運輸労働組合、新居浜市連合自治会、新居浜市老人クラブ連合会、新居浜市女性連合協議会</td> </tr> </table>	関係都道府県	愛媛県東予地方局 建設部建設企画課・総務企画部地域政策課	関係市区町村	新居浜市副市長、新居浜市経済部長	交通事業者・交通施設管理者等	新居地区旅客自動車協同組合、愛媛県ハイヤー・タクシー協会、瀬戸内運輸株式会社、社団法人愛媛県バス協会、四国旅客鉄道株式会社、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所、愛媛県東予地方局建設部・総務企画部(再掲)、新居浜警察署	地方運輸局	国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局	その他協議会が必要と認める者	新居浜商工会議所、新居浜市医師会、瀬戸内運輸労働組合、新居浜市連合自治会、新居浜市老人クラブ連合会、新居浜市女性連合協議会
関係都道府県	愛媛県東予地方局 建設部建設企画課・総務企画部地域政策課									
関係市区町村	新居浜市副市長、新居浜市経済部長									
交通事業者・交通施設管理者等	新居地区旅客自動車協同組合、愛媛県ハイヤー・タクシー協会、瀬戸内運輸株式会社、社団法人愛媛県バス協会、四国旅客鉄道株式会社、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所、愛媛県東予地方局建設部・総務企画部(再掲)、新居浜警察署									
地方運輸局	国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局									
その他協議会が必要と認める者	新居浜商工会議所、新居浜市医師会、瀬戸内運輸労働組合、新居浜市連合自治会、新居浜市老人クラブ連合会、新居浜市女性連合協議会									

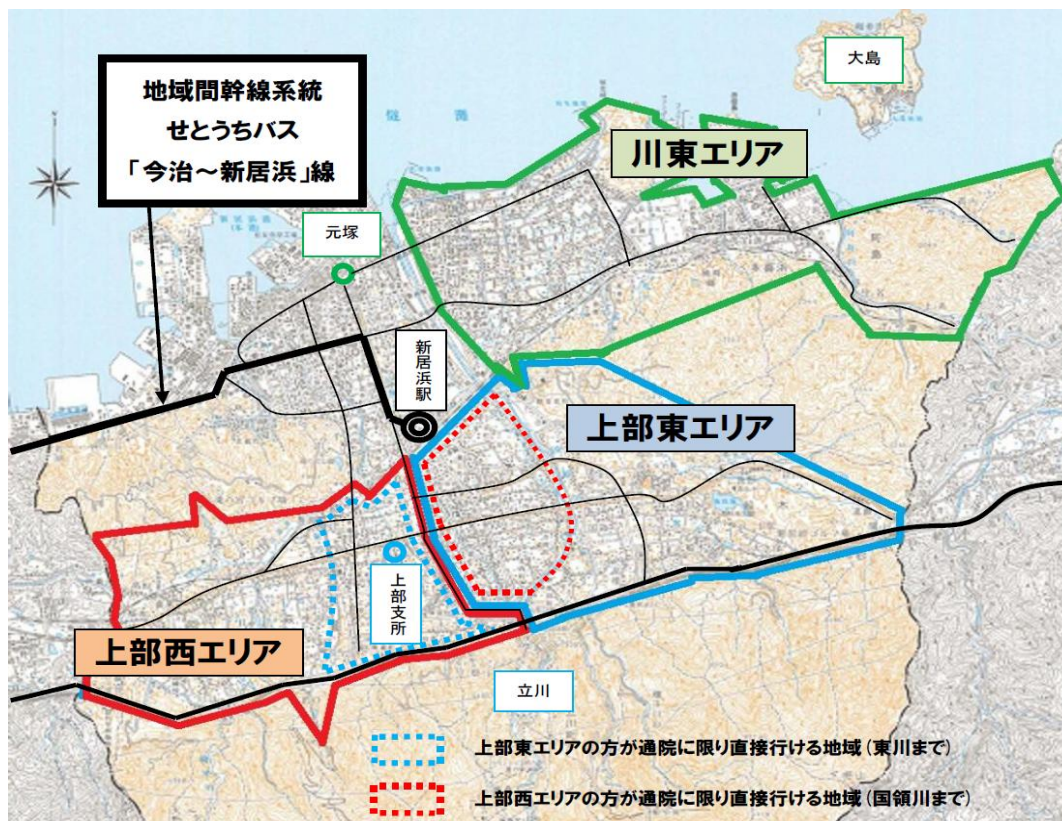
27年度										
表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者										
都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	地域間幹線 /地域内 ファイダー の別	確保維持事 業に要する国 庫補助額(千 円)	幹 線 特 例 措 置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)			基準二で該 当する要件	
						乗合バス型 /デマンド 型の別	基準二で該 当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 と接続確保策		
愛媛県 (新居浜市)	有限会社 東雲タクシー	(1) 川東エリア	地域内 ファイダー	4,057.0		①	①	③	③	
		有限会社 光タクシー	(2) 上部東エリア	地域内 ファイダー	4,129.0		①	①	③	③
			中萩タクシー有限公司	(3) 上部西エリア	地域内 ファイダー	4,111.0		①	①	③
			(4)							
			(5)							
			(6)							
合 計				12,297						

(注)

1. 「地域内ファイダー系統の基準適合」は地域内ファイダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。
4. 「幹線特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」を、特例措置15人～150人の系統については「2」を記載する。

表1添付書類

運行予定系統を示した地図



エリア区分		川東エリア	上部東エリア	上部西エリア
営業区域		多喜浜校区、神郷校区、垣生校区、浮島校区、高津校区	船木校区、泉川校区(主要地方道新居浜角野線、新居浜別子山線以東)、角野校区(主要地方道新居浜角野線、新居浜別子山線以東・立川地区)	大生院校区、中萩校区、泉川校区(主要地方道新居浜角野線、新居浜別子山線以西)、角野校区(主要地方道新居浜角野線、新居浜別子山線以西・立川地区を除く)
運送の 区間	運行エリア 内で行き先 として指定 できる施設	①交通結節点 (バス停留所・駅・港等) ②医療・福祉施設(病院・診療所、歯科医院、介護施設等) ③金融機関(銀行、金庫、農協、郵便局等) ④商業施設(理美容室、各種小売店、飲食店等) ⑤保育・教育施設(保育所、幼稚園、小・中・高校等) ⑥その他公共施設 (支所、公民館、福祉施設、公園、文化・スポーツ施設、環境・衛生施設等)		
	運行エリア 外で行き先 として指定 できる施設	新居浜駅 元塚バス停留所	新居浜駅 市役所上部支所、上部西 エリア内の東川以東の病 院・指定薬局	新居浜駅 上部東エリア内の国領川 以西の病院・指定薬局

**各タクシー事業者作成成分を
添付して国に申請予定**

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	▲▲タクシー						年度				
1. 申請事業者の概要											
補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送										
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	千円					
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	千円					
営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円						
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	台	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス 提供時間(ニ)	時間	経常収支率	#DIV/0!	%					
2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益											
補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホ÷ヘのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ							
〇〇	#DIV/0!	2714円.33銭	#DIV/0!	#DIV/0!							
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭							
3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合											
補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 回数	1回あたりサービス提供 時間	リのうち補助ブロック外 乗入部分に係るサービス 提供時間	リのうち同一補助ブ ロック 市区町村外乗入 部分に係るサービ ス提供時間	補助ブロック外乗り入れ 部分及び同一補助ブ ロック市区町村外乗り入 れ部分以外のサービス 提供時間の比率	計画サービス提供時 間
			発地	営業 区域	着地						
						リ	ス	ル	(リ-(ス+ル))÷リ=ワ	ワ	
〇〇	1	□□	■	△	□□	日	回	時間	時間	時間	0 時間
	2					日	回	時間	時間	時間	0 時間
	3					日	回	時間	時間	時間	0 時間
	4					日	回	時間	時間	時間	0 時間
合計	系統						0 時間	0 時間	0 時間		0 時間
補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	経常収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	タのうち補助ブ ロック外乗入部分 及び同一補助ブ ロック市区町村外 乗入部分以外に 係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はラのうち いずれか少ない ほうの額)		
		ト×ワ以下の額: カ	チ×ワ以上の 額:ヨ	カーヨ=タ	タ×ラ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム		
〇〇	1	円		0 円	円						
	2	円		円	円						
	3	円		円	円						
	4	円		円	円						
合計		0 円	0 円	0 円	0 円	0 千円	0 千円	千円	0 千円		

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合											
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要			
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合				
〇〇	1	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	2	円		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
0	3	円		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		/
	4	円		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		/
合計	0	円	0	円	円	%	円	%	円	%	円	%			

- (1) 記載要領
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2）の名称を記載すること。
 - 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
 - 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
 - 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
 - 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
 - 申請番号は、系統ごとに連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
 - 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
 - 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
 - 「1回当たりサービス提供時間（リ欄）」については、【（1回あたり平均運行時間）+（1日あたり平均待機時間÷1日あたり運行回数）】により算出すること。
 - 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
 - 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（ヌ）に記載すること。
 - 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率（ヲ）」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
 - 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
 - 「補助対象経費」の欄は、（ヅ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
 - 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 - 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
 - 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
 - サービス提供時間とは、事業開始時間（運行開始時間）から事業終了時間（運行終了時間）までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
 - 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
 - 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中（帰庫途中）に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
 - 複数系統を運行する車両（1台で3系統運行等）の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間（ワ欄）を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。
- (2) 添付書類
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	新居浜市
------	------

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	32,497
交通不便地域	430

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法
173	別子山	過疎地域自立促進特別措置法
257	大島	離島振興法

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（抜粋）

第1編 共通事項

（目的）

第1条 この補助金は、生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的とする。

（定義等）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 「生活交通ネットワーク計画」とは、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会（以下「協議会」という。）又は都道府県若しくは市区町村が、地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、当該協議会での議論を経て策定する地域の特性・実情に応じた最適な移動手段の提供、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るための取組についての計画をいう。

二 「地域公共交通確保維持事業」とは、地域公共交通の存続が危機に瀕している地域において地域の特性・実状に最適な交通手段を確保・維持するために生活交通ネットワーク計画（当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持計画、地域内フィーダー系統確保維持計画及び離島航路確保維持計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。

（中略）

八 「地域協働推進事業」とは、持続可能な地域公共交通体系の構築に向けた地域の関係者の協働により行う利用促進に係る事業をいう。

（協議会）

第3条 前条第1項第一号の協議会は、以下の者によって構成される。

- 一 関係する都道府県又は市区町村
- 二 関係する交通事業者又は交通施設管理者等
- 三 地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下「地方運輸局等」という。）又は地方航空局
- 四 その他地域の生活交通の実状、その確保・維持・改善の取組に精通する者等協議会が必要と認める者
- 五 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

（中略）

5 協議会は、補助対象事業ごとに補助対象事業について評価を行い、その結果について地方運輸局又は地方航空局の長に報告しなければならない。

第2編 地域公共交通確保維持事業

第1章 陸上交通

第2節 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

(補助対象事業者等)

第15条 本節における補助対象事業者は、乗合バス事業者又は道路運送法第78条第2号に定める自家用有償旅客運送を行う者（以下「バス事業者等」という。）であつて、協議会又は市区町村等（以下「市区町村協議会等」という。）が協議会の議論を経て、第17条に基づき定めた生活交通ネットワーク計画（当該計画に代えて策定される地域内フィーダー系統確保維持計画を含む。以下この節において同じ。）に運送予定者として記載されている者とする。

2 大臣は、予算の範囲内において、次条の補助対象事業に係る補助対象経費の1/2に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対し交付する。

(生活交通ネットワーク計画)

第17条 陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業を行う場合は、生活交通ネットワーク計画に、次に掲げる向こう3ヵ年の事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
- 二 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統（区域運行におけるサービス提供の単位とする区域及び運行区間を含む。以下「系統」という。）の概要及び運送予定者

四 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

2 地域公共交通確保維持事業に限定した計画として策定する場合は、前項各号の事項を記載した地域内フィーダー系統確保維持計画の策定をもって生活交通ネットワーク計画に代えることができる。この場合において、当該計画に係る第7条第2項の地域間幹線系統確保維持計画の策定があるときは、市町村協議会等は、当該計画との整合を確保すること。

第2章 地域協働推進事業

第2節 地域協働推進事業費補助金

(交付の対象等)

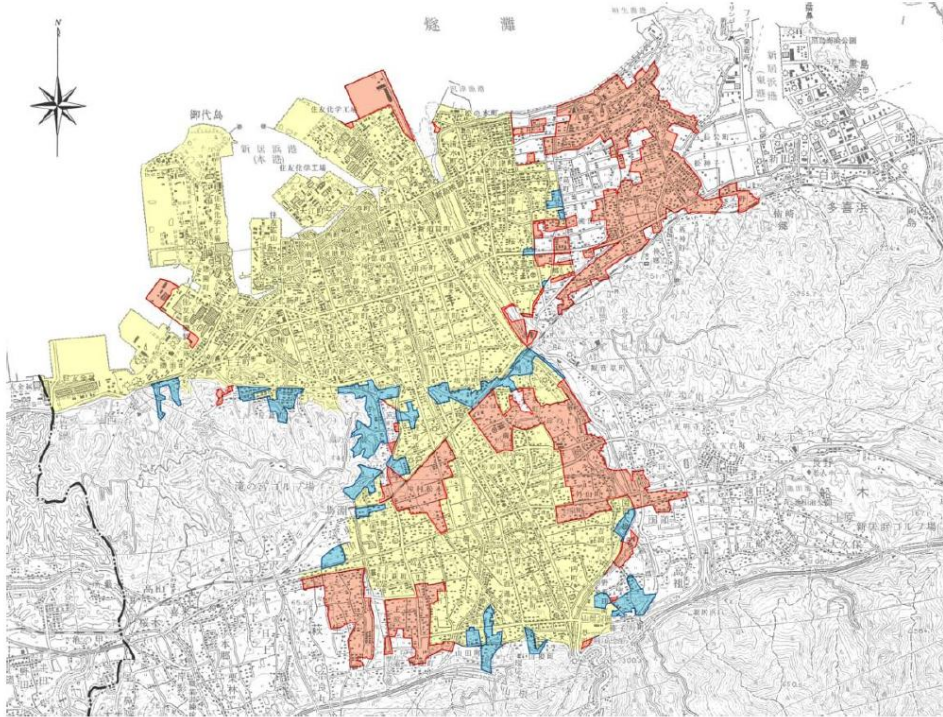
第128条 大臣は、補助対象事業者が地域協働推進事業計画に基づく地域協働推進事業を行う際に必要となる経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この節において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し、補助金を交付する。

2 前項の大臣が認める補助対象経費及び補助率については、別表24-1のとおりとする。(補助率、補助対象経費の1/2)

表5添付書類

人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図

- ・ 人口集中地区以外の地区(黄色と赤色以外の区域)



凡例	色	区域説明	
	黄色	S55から引き続き人口集中地区である区域	人口集中地区
	赤色	S55以降に人口集中地区となった区域	
	青色	S55以降に人口集中地区でなくなった区域	人口集中地区以外
	白色	S55から引き続き、人口集中地区以外の区域	

- ・ 交通不便地域の区分(別子山・大島)



昭12.11.3 市制施行(新居郡新居浜町、金子村、高津村合併)

昭28. 5. 3 新居郡垣生村、大島村、多喜浜村、神郷村編入

昭30.3.31 新居郡泉川町、中萩町、船木村、大生院村編入

昭31. 9.28. 大生院西部地区を西條市に分離

昭34. 4. 1 新居郡角野町編入

平15. 4. 1 宇摩郡別子山村編入

その他（１）

年間スケジュールについて

平成26年度の会議開催は、4回を予定しますが、状況により変更する場合があります。

年	月	会 議	事 業		
			デマンドタクシー運行 事業	接遇研修事業費	公共交通機関利 用促進事業
H26	4				
	5				
	6	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1回会議 ・ 25年度事業報告及び決算の承認 ・ 平成26年度協議会収支予算の補正について ・ 生活交通ネットワーク計画の策定について 			
	7				
	8	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2回会議(下旬予定) ・ デマンドタクシー愛称について(決定) ・ 接遇研修講師の選定について ※公共交通ガイドブック企画提案審査 	○愛称募集 市政だより8月号	○講師選定	○ガイドブック 企画提案審査
	9				
	10		○本格運行開始 (協定締結)		○バスの乗り方 教室 (第1回予定)
	11				○バスの乗り方 教室 (第2回予定)
12				○ガイドブック 市政だより12 月号で全戸配布	
H27	1	<ul style="list-style-type: none"> ● 第3回会議 ・ 地域公共交通確保維持改善事業に係る評価 		○公共交通機関 乗務員の接遇研 修(連続2日)	
	2				
	3	<ul style="list-style-type: none"> ● 第4回会議 ・ 27年度事業計画及び 予算の決定 ほか 			○バスの乗り方 教室 (第3回予定)

その他（２）

「デマンド型乗合タクシー」の愛称募集要項

1. 趣旨

市では現在、バス交通空白地域の解消、高齢者などの交通弱者の通院や買い物の移動手段の確保を目的として、川東地区、上部地区（別子山地区を除く）にてデマンドタクシーの試験運行を実施しています。

平成26年10月からは本格運行に移行する予定としており、市民の皆様にご利用いただくことを願い愛称を募集します。



2. 募集内容 新居浜市デマンド型乗合タクシーの愛称

3. 募集期間 平成26年8月1日（金）から平成26年8月18日（月）
（郵送の場合は当日の消印有効）

4. 応募資格 新居浜市に在住の方

5. 応募方法 様式自由（※自作かつ未発表のものに限ります。）

①愛称、②愛称の説明、③住所、④氏名（ふりがな）、⑤年齢

⑥連絡先（電話番号）を記入の上、

（1）ハガキ等、郵送による応募

（2）FAX、e-mailによる応募

（3）市役所4階運輸観光課窓口へ直接

のいずれかにて応募下さい。

6. 応募先 〒792-8585

新居浜市一宮町1-5-1 新居浜市役所経済部運輸観光課

TEL 0897-65-1261

FAX 0897-65-1305

e-mail:unyu@city.niihama.ehime.jp

7. 賞品等 選考委員会において、採用愛称1点を選出し、採用者に記念品と賞状を
進呈します。（採用愛称が応募者多数の場合は、抽選とします。）

なお、著作権は新居浜市地域公共交通活性化協議会に帰属します。



※採用者には直接通知するほか、市ホームページや広報等を通じて発表
します。

8. その他 応募用紙等は返却いたしません。

「デマンドタクシー」とは・・・電話で予約すれば、タクシーが自宅まで迎えに行き、病院・商店・駅・バス停留所等まで、乗り合いでお送りし、帰りもお迎えに行くサービスです。

その他（3）

接客研修事業について

第1案 講師	齋藤 泉（さいとう いずみ）
	<p>東京都出身。 1992年から日本レストランエンタプライズ東京列車営業支店で、山形新幹線の開通と同時に車内販売に従事。 片道の平均売り上げ7～8万円のところ、自己最高記録26万円という売り上げを誇る。 定員400人の車内で片道187個の駅弁を販売した記録は、いまだ破られておらず、 そのサービス精神や販売力を買われ、講演の依頼も殺到している。</p>
<p>【経歴】 1973年07月東京生まれ 1992年04月短期大学入学 株式会社日本レストランエンタプライズ（旧・日本食堂）にてアルバイトを開始 1994年03月短期大学卒業 1994年04月二つ目の短期大学へ入学 1996年03月二つ目の短期大学卒業 2007年12月株式会社日本レストランエンタプライズアドバイザー</p>	
<p>【著書】 『あなたから買えてよかった！』（徳間書店） 『またあなたから買いたい！』（徳間書店）</p>	
<p>【講演テーマ】 『またあなたから買いたい！ カリスマ新幹線アテンダントの一瞬で心をつかむ技術』 『目配り気配り心配り』 【「一期一会」の接客術～瞬間瞬間のお客様との接点を大切にする～】</p>	
第2案 講師	森 美佐子（もり みさこ）
	<p>愛媛県松山市出身 文部科学省後援秘書技能検定、サービス接客検定ともに1級を持ち、実務技能検定協会からの委嘱により、同検定の準1級面接試験の実施を担当</p>
<p>【経歴】 平成8年 株式会社キャップ社員教育インストラクターとして活動開始 平成16年 同社、社員教育課契約社員として入社 平成17年 社員教育課主任 平成19年 社員教育課課長 平成20年 代表取締役 現在に至る</p>	
<p>【講演テーマ】 『接客・ビジネスマナー』 『接客・サービス・小売業における繁盛店づくり』 『おもてなし接客技術～あなたのタクシーが良いと言われる3つの秘訣』（松山市)</p>	

新居浜市公共交通ガイドブック製作業務指名型プロポーザル実施要領（案）

1 目的

この要領は、新居浜市公共交通ガイドブック製作業務に係る受注者の決定について、必要な事項を定めるものとする。

2 発注者 新居浜市地域公共交通活性化協議会（事務局 新居浜市経済部運輸観光課）

3 業務概要

(1) 業務名 新居浜市公共交通ガイドブック製作業務

(2) 業務の目的 市内全域のバス路線図や時刻表及び他の公共交通の情報を掲載した「公共交通ガイドブック」を製作・配布し、普段公共交通を利用しない方へも情報提供することにより、公共交通の利用促進を図る。

(3) 業務の内容 公共交通ガイドブックの製作、印刷及び納品

(4) 製作物の仕様

① 紙サイズ A4×8頁

② 紙質 再生コート紙73kg

(ただし、古紙配合率30%以上、塗工量両面30g/m²以下)

③ 印刷色 4色印刷

④ 印刷枚数 55,000部

⑤ 校正 写真位置校正、文字校正、本紙色校正 ※原寸による

⑥ デザインに関する留意事項

- ・(ア) タイトル、(イ) バス路線図及びデマンド運行エリア図、(ウ) 市内公共交通の主な時刻表、(エ) 乗継情報等、(オ) 主要な公共・観光施設等、(カ) 問い合わせ先、(ア)～(カ) についてデザイン及びレイアウトすること。

ア 新居浜市公共交通ガイドブック

イ バス路線図及びデマンド運行エリア図を掲載（参考資料有）

ウ 市内公共交通の主な時刻表【バス路線・JR予讃線・渡海船・デマンドタクシー・別子山地域バス】を掲載（参考資料有）

エ JRとバス、バスと渡海船等乗継情報を掲載

オ 主要な公共施設、観光施設等を掲載（新居浜市観光ガイドマップ参照）

カ 瀬戸内バス、JR新居浜駅、新居浜市運輸観光課、新居浜市別子山支所

※仕様 カラー印刷(A4×8頁)

⑦ 納品 新居浜市役所総合倉庫

梱包方法は、45,000部は、市政だよりと同時梱包を行うため、後日

梱包方法を指定する。その他は、100部単位で梱包する。

印刷データ（ホームページ等で使用するため、個々に必要な拡張子での提供：JPEGデータ等）をCD等に保存したものを、あわせて成果物として納品すること。

⑧ その他 印刷条件については、ネット印刷を不可とする。

使用する写真については、自ら手配するか、新居浜市地域公共交通活性化協議会事務局（新居浜市経済部運輸観光課）で用意したものを 사용할ことができるが、事前に協議会事務局と協議すること。

デザインや写真等すべてに第三者の著作権、肖像権等を使用する場合は、事前に承諾を得ること。

本業務に伴って発生する、成果物に関する著作権、版權、その他の権利は、すべて新居浜市地域公共交通活性化協議会に帰属するものとする。

デザイン等については、必要に応じて新居浜市地域公共交通活性化協議会事務局の指示により変更することがある。

4 受注業者の決定及び契約方法

本業務の最適な業者を指名型プロポーザル方式により特定し、契約の相手方として随意契約する。

5 契約期間（予定） 平成26年9月1日（月）～平成26年10月31日（金）

6 本業務の予算上限額 1,112,400円（消費税及び地方消費税含む。）

上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

7 受注業者の決定に係る日程

- | | | | | |
|------------------------|-------|-----|--------|---------------|
| (1) 企画提案書の提出意思確認書等提出期限 | 平成26年 | 7月 | 7日（月） | 17時まで |
| (2) 質問受付期間 | 平成26年 | 7月 | 7日（月）～ | 7月11日（金）17時まで |
| (3) 質問回答期限 | 平成26年 | 7月 | 18日（金） | |
| (4) 企画提案書必要書類等提出期限 | 平成26年 | 7月 | 31日（木） | 17時まで |
| (5) プロポーザル審査委員会 | 平成26年 | 8月 | 下旬（予定） | |
| (6) 審査結果通知発送 | 平成26年 | 8月 | 下旬（予定） | |
| (7) 業務委託契約締結 | 平成26年 | 9月 | 1日（月） | |
| (8) 業務完了 | 平成26年 | 10月 | 31日（金） | |

※日程については、新居浜市地域公共交通活性化協議会の都合で変更する場合がある。

8 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている業者とする。

- (1) 平成25・26年度 入札（見積）参加資格登録業者名簿に登録されていること。
- (2) 上記（1）中、本社、支社又は事業所の所在地が、新居浜市内にあること。
- (3) 上記（1）中、主要取扱品目を印刷としていること。
- (4) 新居浜市及び他の自治体において指名停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 当該事業の目的を理解し、的確に遂行する能力を有すること。
- (7) 当該業務に係る専任の技術者を1名以上配置できること。

9 参加予定者への通知

参加予定者の選定に係る参加資格を踏まえ、参加予定者を決定し、指名通知書（第2号様式）に実施要領を添えて通知する。

10 参加方法及び企画提案等

(1) 企画提案書の提出意思確認書等の提出

① 提出期限 平成26年 7月 7日（月）17時までに必着

② 提出先 〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市経済部運輸観光課

③ 提出書類

(ア) 提出意思確認書（第3号様式・1ページ）

※あて先 新居浜市地域公共交通活性化協議会 会長 近藤清孝

(イ) パンフレット等製作業務受託実績（任意様式・2ページまで）

④ 提出部数 各1部

⑤ 提出方法 事前に電話連絡のうえ、持参または郵送

(2) 実施要領に関する質問の受付及び回答

企画提案書の提出意思確認書の提出のあった参加予定者からの質問には、以下のとおり回答する。

但し、質問は、当業務の企画提案に必要と判断される質問のみ受け付ける。

① 受付期間 平成26年7月7日（月）～ 7月11日（金）17時まで

② 質問方法 「質問書」（別紙1）をFAX又はEメールで提出すること。あわせて、提出後に電話連絡をすること。

③ 送り先 FAX：(0897) 65-1305

Eメールアドレス：n12389@city.niihama.lg.jp

④ 回答方法 随時質問者あてに回答するとともに、平成26年7月18日（金）までに、FAX又はEメールで質問があった者全員に回答する。

(3) 企画提案書必要書類等の提出

企画提案書の提出意思確認書の提出のあった参加予定者のみ。

① 提出期限 平成26年 7月31日(木) 17時までに必着

《受付は、土曜、日曜日及び祝日を除く》

② 提出先 企画提案書の提出意思確認書提出先と同じ

③ 提出書類

(ア) 企画提案書 (第1号様式・1ページ)

※あて先 新居浜市地域公共交通活性化協議会 会長 近藤清孝

(イ) ガイドブックデザイン案A 4判×8頁 (ガイドブック折りたたみデザイン含む)

※ガイドブック全体の配置イメージがわかるものとする。

(ウ) 会社概要 (任意様式・1ページまで)

(記載項目) 会社名、本社所在地、代表者職・氏名、職員数と技術者数、
主な業務内容

(エ) 業務スケジュール (任意様式・1ページ分)

(オ) 見積書

「3 業務概要」に基づき、本業務に係る見積書(税込・捺印)を提出すること。
(積算根拠を示した内訳書を添付すること。)

④ 提出部数及び書式

- ・③(ア)、(ウ)～(オ) (正本1部、副本7部)

提出書類は、製本(ファイル等)し提出すること。

用紙は、A4判(一部A3折込み可)、縦型、横書き、左綴じ、要ページ番号、両面印刷可とする。字体の大きさは10.5ポイントを基本とする。

- ・③(イ) (正本1部、副本7部)

原寸により提出すること。

⑤ 提出方法

電話連絡のうえ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

折ったりせず、袋等に入れて提出すること。

1.1 審査委員会の設置及び会議

対象事業の実施に最も適切であると認められる提案者(以下「最適業者」という。)を選定するために、新居浜市公共交通ガイドブック製作業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(1) 審査委員会の組織構成

審査委員会は、新居浜市地域公共交通活性化協議会の委員8人以内をもって組織し、審査委員は新居浜市地域公共交通活性化協議会会長が任命する。

- ・委員長 新居浜市地域公共交通活性化協議会会長

- ・審査委員 新居浜市地域公共交通活性化協議会副会長、新居浜市地域公共交通活性化協議会会長が推薦する同委員

委員長に事故があるときは、新居浜市地域公共交通活性化協議会副会長がその職務を代理する。

(2) 会議

- ・審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。
- ・会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- ・審査委員会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- ・審査委員会の庶務は、経済部運輸観光課において処理する。
- ・会議は、非公開とする。

1 2 審査及び決定について

(1) 企画提案書の提出後、審査委員会において、参加者からのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、辞退したものとみなす。

① 実施日時 平成26年 8月下旬（予定） 詳細については別途通知する。

② 実施場所 新居浜市役所 3階応接会議室

③ 実施時間 一提案者につき15分程度

(プレゼンテーション10分程度、ヒアリング5分程度)

④ 出席者

一提案者につき3名までとし、業務責任者となる予定の者は、原則出席すること。

⑤ 留意事項

プレゼンテーション・ヒアリング審査は、提出した提案書等をもとに行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえたうえで、パソコン等による説明は許可する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングは個別に行い、非公開とする。

[参考]

プレゼンテーション会場の使用可能な機器等について

プレゼンテーション会場には、パーソナルコンピュータ1台とモニター（説明者及び審査者それぞれ各自に1台）があり、説明には、下記のアプリケーションソフトの使用が可能である。また、DVDの再生については、CPRMは非対応である。

◇パーソナルコンピュータ Dell製 OptiPlex390

◇使用OS Windows 7

◇使用可能なアプリケーションソフト

- ・ Microsoft Power Point2007
- ・ Microsoft Excel2007
- ・ Microsoft Word2007

(2) 審査委員会において、各参加者の提案内容を総合的に判断し最適業者の選定を行う。

① 企画提案における評価項目及び評価割合は、次のとおりとする。

(ア) 提案内容	50 / 100
(イ) 業務実績・体制	30 / 100
(ウ) 取組姿勢	10 / 100

② 各委員の採点の合計額（以下「得点」という。）が最も高い提案者を最適業者として選定する。なお、同点であった場合は、審査委員会で協議の上、委員長が決定する。

③ 参加者が1者になった場合でも、審査を行い、各審査委員の評価点が最低水準点以上であれば選定する。

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、速やかに提案者に採用通知書（第4号様式）又は不採用通知書（第5号様式）にて、平成26年8月下旬に通知する。また、結果に対する異議は受け付けない。
※不採用の通知を受けた提案者は、不採用の理由について説明を求めることができる。

1.3 契約の締結

審査結果により最適業者として選定された者と新居浜市地域公共交通活性化協議会とが、採用になった案について、必要に応じて内容の変更協議を行い、契約を締結する。

1.4 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。
- (3) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合。
- (4) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合。

1.5 その他留意事項

- (1) 本件に係る費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 新居浜市で用意する写真（画像）等の提供を受けたい場合は、企画提案書の提出意思確認書等の提出以後、担当課に連絡すること。（ファイル転送サービスにより送信するので、送信先氏名及びアドレスを連絡すること。）
- (3) 提出書類は、日本語を用いるものとする。また、通貨は日本円とする。

- (4) 書類提出後の企画提案書等の修正または変更は一切認めない。
- (5) 提出された書類等は、理由の如何に関わらず返却しない。
- (6) 企画提案書について情報公開請求があった場合は、新居浜市情報公開条例に基づき、提出書類等を公開することがある。
- (7) 契約の締結にあつては、新居浜市が用意する別添の契約書を使用する。

1 6 担当課（問い合わせ先）

新居浜市経済部運輸観光課 運輸企画係 吉岡

所在地：〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

電 話：(0897) 65-1261

FAX：(0897) 65-1305

Eメールアドレス：n12389@city.niihama.lg.jp

附 則

この要領は、平成26年6月24日から施行し、当該業務の契約が締結された日の翌日にその効力を失う。

(別紙1)

平成 年 月 日

(あて先) 新居浜市地域公共交通活性化協議会
事務局長 高橋 利光

質 問 書

新居浜市公共交通ガイドブック製作業務委託のプロポーザルについて、以下の項目を質問します。

質問項目	
質問事項	
質問に対する 貴社の見解	
会社名	
担当部署	
提出者名	
連絡先	電話 FAX Eメールアドレス

※質問書は、平成26年7月11日(金)17時までに、FAX又はEメールのいずれかで提出してください。

第1号様式

平成 年 月 日

(あて先) 新居浜市地域公共交通活性化協議会
会長 近藤 清孝 様

提案者 所在地
名称
代表者 印
担当責任者
電話番号
FAX番号
Eメールアドレス

企 画 提 案 書

業務の名称 新居浜市公共交通ガイドブック製作業務

標記の業務について、企画提案書必要書類等を提出します。

※本市契約課に登録した提案参加者の称号または名称を記載し、本市契約課に登録した印を押印の上提出してください。

様

新居浜市地域公共交通活性化協議会
会長 近藤 清孝

指 名 通 知 書

下記業務の指名型プロポーザルの参加予定者として貴社を指名いたしましたので、企画提案書（第1号様式）必要書類等の提出を依頼いたします。つきましては、期限までに企画提案書の提出意思確認書（第3号様式）等を提出いただきますようお願いいたします。

記

- 1 業務の名称 新居浜市公共交通ガイドブック製作業務
- 2 提出要領 別紙プロポーザル実施要領による
- 3 提出意思確認書（第3号様式）等の提出期限 平成26年7月7日（月）17時まで

※提出意思確認書の提出後、プロポーザル実施要領に定める提出期限までに、企画提案書（第1号様式）必要書類等を提出してください（提出意思がある場合のみ）。

平成 年 月 日

(あて先) 新居浜市地域公共交通活性化協議会
会長 近藤 清孝 様

所在地

名称

代表者

印

電話番号

F A X 番号

提出意思確認書

業務の名称 新居浜市公共交通ガイドブック製作業務

・提出します。

標記の業務について、企画提案書を

・提出しません。

※該当する意思に○を記入してください。

連絡担当者 所属
役職
氏名
電話番号
F A X 番号
Eメールアドレス

※必要事項を記入の上、指名通知書（第2号様式）に定める期限までに回答してください。

※あわせて、パンフレット等製作業務受託実績（任意様式）を提出してください。

※本市契約課に登録した提案参加者の称号または名称を記載し、本市契約課に登録した印を押印の上提出してください。

第4号様式

新経運第 号
平成26年7月 日

様

新居浜市地域公共交通活性化協議会
会長 近藤 清孝

採用通知書

貴社から提出のあった新居浜市公共交通ガイドブック製作業務に係る企画提案書必要書類等について、審査の結果、最適であると決定いたしましたので通知いたします。なお、契約等の手続きにつきましては、別途ご連絡いたします。

新経運第 号
平成26年7月 日

様

新居浜市地域公共交通活性化協議会
会長 近藤 清孝

不採用通知書

貴社から提出のあった新居浜市公共交通ガイドブック製作業務に係る企画提案書必要書類等について、次のとおり、審査の結果を通知いたします。

- 1 審査の結果 不採用
- 2 不採用の理由 別紙審査結果のとおり

新居浜市公共交通ガイドブック製作業務プロポーザル審査委員会設置要領（案）

（趣旨・設置）

第1条 この要綱は、公共交通の利用促進を図ること目的とした「新居浜市公共交通ガイドブック」の製作にあたり、より利用促進に効果が高いデザインを選定するため、新居浜市公共交通ガイドブック製作業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

（1）新居浜市公共交通ガイドブック製作委託業者選定についての事項

（組織）

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、新居浜市公共交通活性化協議会会長、同副会長、新居浜市公共交通活性化協議会会長が推薦する同委員により構成する。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を1人置く。

2 委員長は、新居浜市公共交通活性化協議会会長がこれを務め、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長がこれを指名するものとし、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、新居浜市公共交通ガイドブックのデザイン及び委託事業者が決定されるまでの間とする。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

（意見の聴取）

第7条 委員会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、経済部運輸観光課において処理する。

（委任）

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が定める。

